

5 予 防 第 5 8 8 号
令 和 5 年 8 月 8 日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会
会 長 佐々木 浩二 様

東京消防庁
防火管理課長 石井 珠美
(公 印 省 略)

防火管理者の選任及び防火防災管理業務の実施について（依頼）

平素より、消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京消防庁では、昨年度に引き続き、今年度も防火対象物の火災予防のため、建物及び事業所の関係者の方々に対し、防火防災管理業務を適正に行っていただくよう、各種取組を推進しております。

つきましては、貴協会の会員の皆様方へ、下記の事項について周知してまいりますようお願い申し上げます。

記

1 防火・防災管理者の選任の届出

- (1) 防火・防災管理者の選任が必要となる建物において、選任の届出をしていない場合は、防火・防災管理者の資格を証する書面（防火・防災管理講習の修了証等）を添えて、管轄消防署へ速やかに届出をしてください。
- (2) 防火・防災管理者の資格を取得するための講習の申込みは、各消防署で受付をしています。
- (3) 上記の届出や講習の申込みは、窓口での届出のほか、一部の講習を除き電子申請も可能です。

2 自衛消防訓練の実施

- (1) 防火・防災管理者の選任が必要となる建物では、消防計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を行う必要があります。
なお、建物内のテナントも自衛消防訓練を実施する必要があるため、テナントの関係者にも自衛消防訓練の実施に配慮することを伝え、建物側と合同で自衛消防訓練を実施することをご検討ください。
- (2) 自衛消防訓練を実施する場合は、必ず管轄の消防署へ連絡してください。消防署への

連絡は、自衛消防訓練通知書をご持参いただく方法や電子申請により行っていただく方法等があります。

3 自主検査等の実施

- (1) 防火管理者の選任が必要な建物では、消防計画に基づき、日常及び定期的な自主検査等を行う必要があります。消防計画の内容を確認の上、適正な自主検査等の実施に配慮してください。
- (2) 消防法に基づく消防用設備等の点検及び報告を定期的実施してください。

4 その他

- (1) 本年8月下旬に、自衛消防訓練の未実施や点検の未報告等がある建物の所有者等の方に対して、当庁の委託事業者から文書（自衛消防訓練・消防設備点検・防火対象物点検・東京共同電子申請・届出サービスのご案内）を送付します。お問合わせ等ありましたらご協力いただけますようお願い申し上げます。
- (2) 当庁ホームページから、建物を管轄する各消防署を検索できますので、各種届出の提出をされる場合の参考としてください。

問合せ先

（ 防火管理課自衛消防係 渡部 石本 ）
電話 03-3212-2111（代）内線 5142 5146